

【第11報】 令和 3 年度からの新型コロナウイルス感染症対策への備えと 訪問看護関連報酬について

4 月 25 日から東京都、京都府、大阪府及び兵庫県に対し、3 度目の緊急事態宣言が適用されましたが、変異株の影響もあり、感染拡大が止まらず、予断を許さない状況です。医療従事者へのワクチン接種と並行して高齢者へのワクチン接種も始まりましたが、引き続き嚴重な感染対策が求められます。訪問看護をめぐる情報をまとめて皆さまご紹介いたします。

1. 「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」のあらまし

(令和 3 年 2 月 3 日成立・2 月 13 日施行)〔6. 参考資料・サイト〕7)

法律の趣旨は、新型コロナウイルス感染症対策の取組を推進するための感染症法の一部改正です。

指定感染症とは、既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)であって、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの(感染症法第 6 条)です。一方、検疫感染症とは、国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するため、その病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの(検疫法第 2 条第 3 項)です。

政令で定める期間は、公布の日の翌日から 1 年間です。施行の日から起算して 1 年を経過した日に、その効力を失います。そこで、今後は期限の定めなく対策が講じられるようにするため、「新型コロナウイルス感染症」及び「再興型新型コロナウイルス感染症」を「新型インフルエンザ等感染症」に追加され、これに伴い、指定政令等は廃止されました。

次に主な内容を挙げます。

- 保健所設置市長・特別区長は、発生届・積極的疫学調査結果の報告先を、厚生労働大臣の他に都道府県知事を追加する。さらに電磁的な方法を活用する(HER-SYS(新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム))。
- 「宿泊療養・自宅療養」を法的に位置づける(医療資源の重点化を図るための措置:外出禁止、体温など健康状態の報告義務、都道府県知事等による宿泊施設確保、食事・日用品の支給等の努力義務)。
- 入院勧告・措置の見直し(病状の程度による入院・宿泊療養・自宅療養、入院先から逃げ出した場合・入院措置に応じない場合は 50 万円以下の過料、積極的疫学調査を正当な理由なく拒否した場合は 30 万円以下の過料、患者の迅速な発見等の行政検査)。
- 緊急事態宣言時の命令違反は 30 万円以下の過料、まん延防止等は 20 万円以下の過料
- 緊急必要時は医療関係者・民間等の協力を求めること
- 検疫法の一部改正 など

2. 訪問看護ステーションにおける新型コロナウイルス感染症の特例報酬等について(令和3年4月1日から)

【医療保険】

1) 訪問看護感染症対策実施加算

令和3年2月26日に、厚生労働省保険局医療課より事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その35)」が出ました(3月29日一部改正)。訪問看護感染症対策実施加算に関する部分を抜粋してご紹介します。「6. 参考資料・サイト」8)

(2(1)④の抜粋)

特に必要な感染予防策を講じた上で訪問看護を行い、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の次に掲げる費用を算定する場合、30回の算定につき「訪問看護情報提供療養費2」に相当する金額(1,500円)(以下、「訪問看護感染症対策実施加算」という。)をさらに算定できることとする。

- ア 訪問看護基本療養費
- イ 精神科訪問看護基本療養費

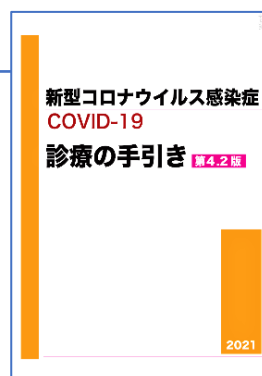
(別添より抜粋)

問12について、患者及び利用者の診療等において、「特に必要な感染予防策」とは、どのようなものか。

(答)「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き」等を参考に、感染防止等に留意した対応を行うこと。

(感染防止等に留意した対応の例)

- ・状況に応じて、飛沫予防策や接触予防策を適切に行う等、感染防止に十分配慮して患者及び利用者への診療等を実施すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防策に関する職員への周知を行うこと。
- ・病室や施設等の運用について、感染防止に資するよう、変更等に係る検討を行うこと。



「6. 参考資料・サイト」9)
※随時更新されます

問7 2 (1) ④について、特に必要な感染予防策を講じた上で訪問看護を行う訪問看護ステーションにおいて訪問看護感染症対策実施加算を算定する場合にどのような取扱いとなるか。

(答) 各利用者について、令和3年4月1日以降に、1回目の訪問看護を行い、訪問看護基本療養費又は精神科訪問看護基本療養費を算定した日に訪問看護感染症対策実施加算を算定することができる。その後は、訪問看護基本療養費又は精神科訪問看護基本療養費の30回の算定につき1回、訪問看護感染症対策実施加算を算定することができる。訪問看護療養費明細書の訪問看護情報提供療養費2の記載欄に算定回数及び算定金額を記載するとともに、「心身の状態」欄に以下の例により訪問回数を記載すること。

「心身の状態」欄への訪問回数の記載例：

例1) 訪問1回目(4月1日)につき、訪問看護感染症対策実施加算を算定

例2) 訪問31回目(5月10日)につき、訪問看護感染症対策実施加算を算定

例3) 訪問1回目(5月1日)及び31回目(5月31日)につき、訪問看護感染症対策実施加算を2回算定

問8 2 (1) ①の在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料及び2 (1) ④の訪問看護基本療養費、精神科訪問看護基本療養費について、特に必要な感染予防策を講じた上で訪問看護を行う保険医療機関又は訪問看護ステーションにおいて、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その14)」(令和2年4月24日厚生労働省保険局医療課事務連絡)問7又は「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その21)」(令和2年6月10日厚生労働省保険局医療課事務連絡)問2に基づき、看護職員が電話等で病状確認や療養指導等を行い訪問看護管理療養費又は訪問看護・指導体制充実加算のみを算定した場合、医科外来等感染症対策実施加算又は訪問看護感染症対策実施加算を算定することができるか。

(答) 算定できない。

なお、訪問看護ステーションにおいては、当該電話等による場合について、訪問看護感染症対策実施加算の算定に係る30回の訪問看護の回数に算入しないこと。

2) 自宅・宿泊療養者の緊急訪問看護加算等の算定について

令和3年2月26日に、厚生労働省保険局医療課より事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その36)」が出ました。新型コロナウイルス感染症により自宅・宿泊療養を行っている利用者への緊急訪問看護加算や特別管理加算の算定が可能とされたことについてご紹介します。「6. 参考資料・サイト」10)

(別添より抜粋)

問3 自宅・宿泊療養を行っている者に対して、主治医の指示に基づき訪問看護ステーション又は保険医療機関が緊急に訪問看護を実施した場合、緊急訪問看護加算を算定できるか。

(答) 算定可能。なお、当該加算は診療所又は在宅療養支援病院の保険医による指示である場合に限って算定が可能であるが、この場合において、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況に鑑み診療所又は在宅療養支援病院の保険医以外の主治医からの指示に基づく場合であっても算定可能とする。

問4 自宅・宿泊療養を行っている者に対して、主治医の指示に基づき訪問看護ステーション又は保険医療機関が訪問看護を実施した場合、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その14)」(令和2年4月24日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「4月24日事務連絡」という。)問6に係る特別管理加算等の算定はどのような取扱いとなるか。

(答) 4月24日事務連絡問6の取扱いと同様に算定可能。

3) 令和3年3月31日を期限とする経過措置の期限延長について

令和3年3月10日に、厚生労働省保険局医療課より事務連絡「令和2年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準等の取扱いについて」が出されました。

訪問看護ステーションにおける機能強化型訪問看護管理療養費1, 2, 3の看護職員に係る基準の経過措置の期限が令和3年9月30日まで延長されました。「6. 参考資料・サイト」11)

(別添より抜粋)

令和3年3月31日を期限とする経過措置が設けられた項目一覧

(令和3年3月10日 中央社会保険医療協議会資料(総-2-3) 抜粋(一部改変))

※経過措置の期限を令和3年9月30日まで延長する予定。

項目	経過措置
重症度、医療・看護必要度の施設基準	令和2年3月31日時点で、急性期一般入院基本料、7対1入院基本料(結核、特定(一般病棟)、専門)、看護必要度加算(特定、専門)、総合入院体制加算、急性期看護補助体制加算、看護職員夜間配置加算、看護補助加算1、地域包括ケア病棟入院料又は特定一般病棟入院料の注7を算定している病棟又は病室については、 令和3年3月31日まで の間に限り、「重症度、医療・看護必要度」に係る施設基準を満たしているものとする。
入退院支援加算3	令和2年3月31日時点で、入退院支援加算3の届出を行っている保険医療機関は、同時点で配置されている「入退院支援及び5年以上の新生児集中治療に係る業務の経験を有する専従の看護師」については、 令和3年3月31日まで の間に限り、「小児患者の在宅移行に係る適切な研修」の施設基準を満たしているものとする。
回復期リハビリテーション病棟入院料1・3	令和2年3月31日時点で、回復期リハビリテーション病棟入院料1又は3の届出を行っている病棟については、 令和3年3月31日まで の間に限り、「リハビリテーションの効果に係る実績の指数」「管理栄養士の配置」(1に限る)に係る施設基準を満たしているものとする。
地域包括ケア病棟入院料(特定一般入院料の注7も同様)	令和2年3月31日時点で、地域包括ケア病棟入院料の届出を行っている病棟については、 令和3年3月31日まで の間に限り、入退院支援部門に係る施設基準を満たしているものとする。
地域包括ケア病棟入院料(特定一般入院料の注7も同様)	令和2年3月31日時点で、地域包括ケア病棟入院料1又は3の届出を行っている病棟又は病室については、 令和3年3月31日まで の間に限り、診療実績に係る施設基準を満たしているものとする。
機能強化型訪問看護管理療養費	令和2年3月31日時点で、機能強化型訪問看護管理療養費1、2又は3を届け出ている訪問看護ステーションについては、 令和3年3月31日まで の間に限り、看護職員割合に係る基準を満たすものとみなす。

【介護保険】

令和3年度介護報酬改定において、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、すべてのサービスについて令和3年9月30日までの間、基本報酬に1000分の1001(0.1%)を上乗せすることになりました。1か月分を合計した基本報酬に0.1%を上乗せします。算定にあたっては、准看護師の場合、夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合、複数名訪問加算、1時間30分以上の訪問看護を行う場合、要介護5の者の場合(定期巡回・随時対応型訪問介護看護との連携事業所)の加減算に係る合成サービスコード表があります。

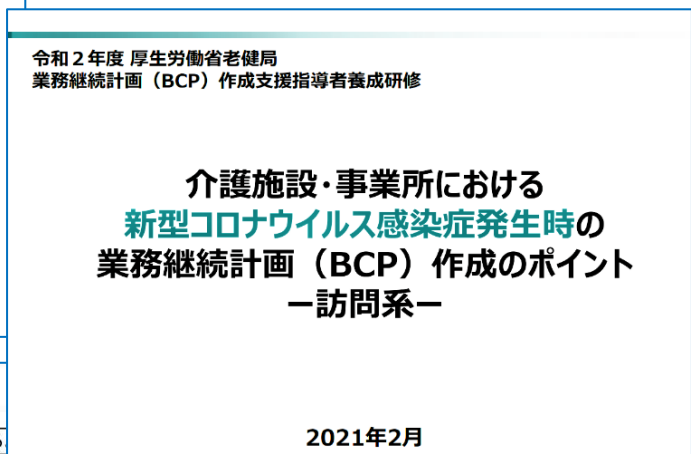
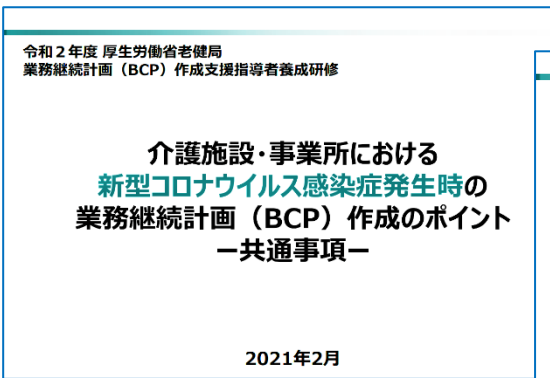
「令和3年9月30日までの上乗せ分」の計算方法について		1-資料10
<p>① 令和3年9月30日までは、基本報酬に「令和3年9月30日までの上乗せ分」を加えた額が基本報酬となる。 具体的には、1月当たりの基本報酬に0.1%を乗じた額(四捨五入。ただし、1単位未満となる場合は切り上げ。)が「令和3年9月30日までの上乗せ分」の額となる。 ただし、基本報酬に加減算を乗じた額をサービスコードとしている場合には、当該サービスコードによる1月あたりの算定単位数に「令和3年9月30日までの上乗せ分」を乗じることとなる。 そのため、以下表に「令和3年9月30日までの上乗せ分」の算定にあたり、1月あたりの算定単位数として合計する基本報酬と加減算等をサービスごとに示す。</p> <p>②基本報酬に係るその他の加減算(共生型サービスにおける減算、特別地域加算、同一建物減算等)の計算対象に、「令和3年9月30日までの上乗せ分」を含める。 ③介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算の計算対象に、「令和3年9月30日までの上乗せ分」を含める。</p>		
<p>■サービス種類別「令和3年9月30日までの上乗せ分」の算定にあたり合計するサービスコード</p>		
No	サービス種類	「令和3年9月30日までの上乗せ分」の算定にあたり合計するサービスコード
1	訪問介護	対象となるサービスコード 別紙「訪問介護」参照 (※)基本部分(「イ 身体介護」～「ハ 通院等乗降介助」)及び以下の加減算に係る合成サービスコード ・身体介護に引き続き生活援助を行った場合 ・2人の訪問介護員等による場合 ・夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合 ・特定事業所加算Ⅰ～Ⅳ
2	訪問入浴介護	対象となるサービスコード 別紙「訪問入浴」参照 (※)基本部分(「イ 訪問入浴介護費」)及び以下の加減算に係る合成サービスコード ・介護職員3人が行った場合 ・全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合
3	訪問看護	対象となるサービスコード 別紙「訪問看護」参照 (※)基本部分(「イ 指定訪問看護ステーションの場合」～「ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合」)及び以下の加減算に係る合成サービスコード ・准看護師の場合 ・夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合 ・複数名訪問加算 ・1時間30分以上の訪問看護を行う場合 ・要介護5の者の場合

「6. 参考資料・サイト」12)

3. 介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修

令和 3 年度の制度改定では、業務継続に向けた取組みの強化のひとつとして、業務継続計画(BCP)を策定し、その計画に従い必要な措置を講じることとされました。またこの計画は、定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとされています。

厚生労働省では、業務継続計画(BCP)作成のためのガイドライン及び貴事業所で作成・記入可能な Word と Excel の様式(ひな形)を公開しており、いつでもダウンロードが可能です。また、作成のための動画の研修をいつでも受けられるサイトを開設しています。管理者の皆さま、ぜひご利用ください。「6. 参考資料・サイト」5)

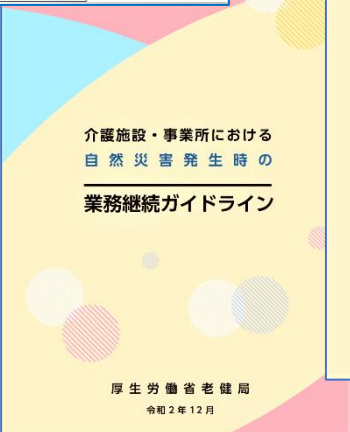


(2) 全体像

■ フローチャートに沿って新型コロナウイルス感染症BCPを作成する

<要点解説>
 ○事前準備(0. 平時対応)と感染疑い者が発生してからの対応(1. 感染疑い者の発生～4. 感染拡大防止体制の確立)の流れを踏まえて、作成していく。

ガイドライン 25ページ



4. 訪問看護ステーションからの主な相談内容

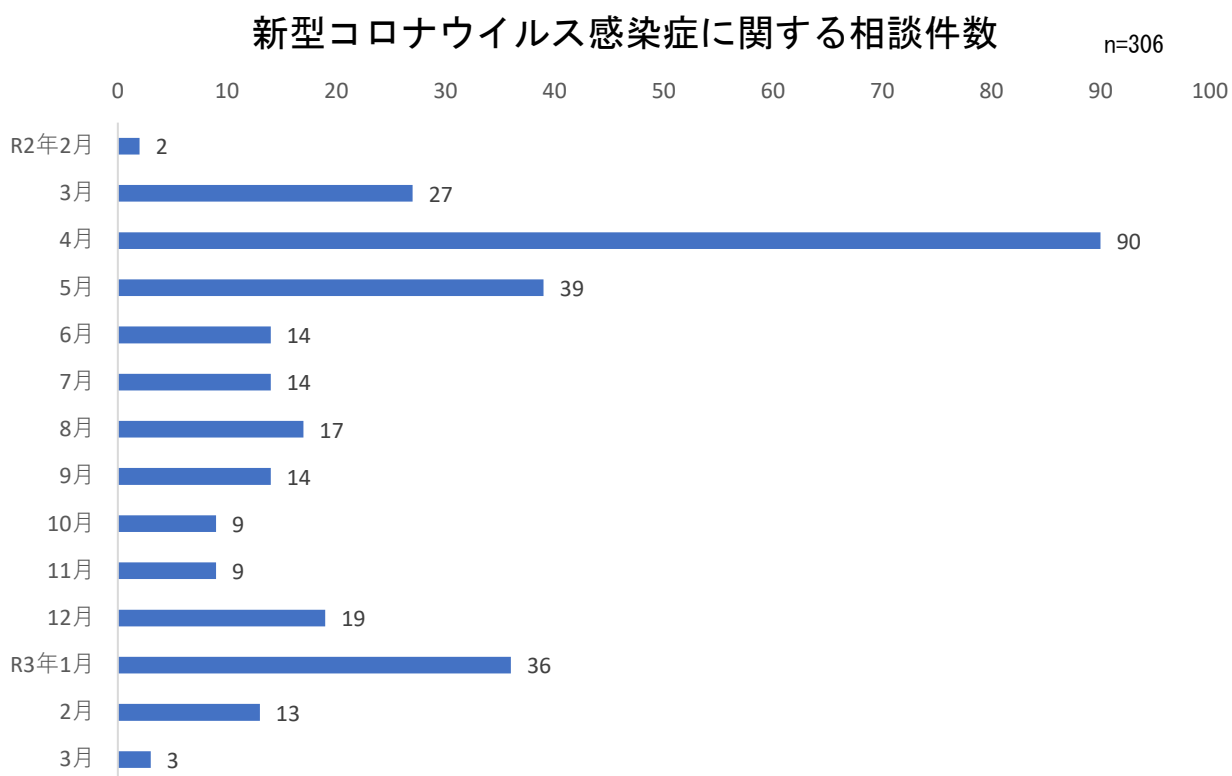
この1年、当財団では通常の電話相談とは別に、新型コロナウイルス感染症に関する個別相談に対応してきました。その内容の一部をご紹介します。

1) 新型コロナウイルス感染症に関する個別相談件数

新型コロナウイルス感染症が蔓延し始めた令和2年2月から令和3年3月までの13か月で、新型コロナウイルス感染症に関する相談(令和3年度制度改定に関する質問を除く)は、合計306件ありました。その月別件数は図表1の通りです。令和2年3月以降、感染対策に関する質問が相次ぎました。また同4月は、感染対策に加え、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的対応の事務連絡等が多数発出され、これに関する質問が多数ありました。

そしてご存知の通り、第3波が訪れた令和3年1月前後は、再び感染対策に関する相談が増えました。

(図表1)



2) 新型コロナウイルス感染症に関する主な相談内容

新型コロナウイルス感染症に関する主な相談内容は図表2の通りです。「感染対策」が最も多く92件、次いで「新型コロナウイルス感染症に係る臨時的対応」が87件でした。次いで「事業

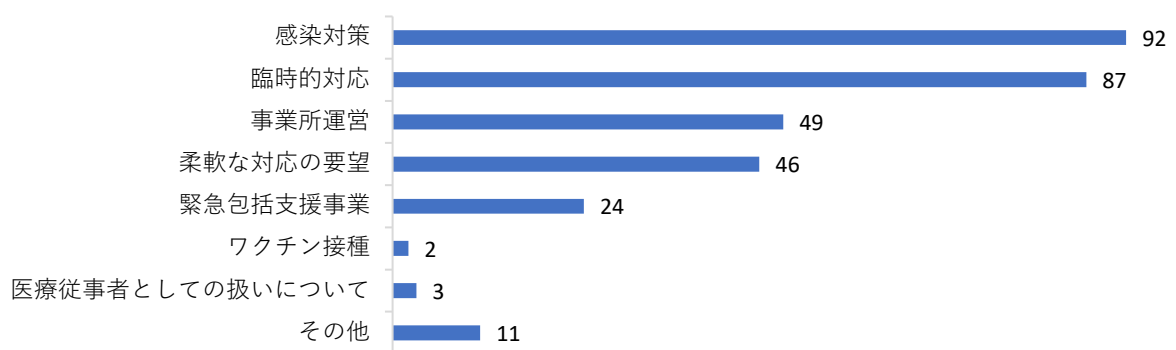
所運営」に関する相談のうち、主なものは訪問看護ステーションが休止等になった際の他事業所との連携についてや、人員配置基準が 2.5 人を下回る場合の対応についてでした。少数ですが、昨年 4 月には「医療従事者としての扱いについて」は、衛生材料販売業者や職員の子どもの保育所等から、訪問看護師が医療従事者として扱われず困っているという相談がありました。PCR 検査を受けさせたい、新型コロナウイルスワクチン接種を優先的に受けさせたいなどの相談もありました。

(図表2)

新型コロナウイルス感染症に関する主な相談内容

n=314

(1 件で複数の質問あり)



今後も当財団は、電話相談や実態調査・ホームページ等による情報発信及び国への要望等により、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、最前線でご尽力くださっている訪問看護従事者の皆様に応援します。

5. 日本訪問看護財団「感染防護具支援プロジェクト」をご活用ください！

当財団では、引き続き「感染防護具支援プロジェクト」として、新型コロナウイルス感染症療養者(疑いの方も含む)に関わる事業所に、感染防護具を無料配布しています。具体的には、療養者のケアに関わる訪問看護ステーションや訪問介護事業所等の在宅ケアチームを想定した1週間分の感染防護具セットを用意し、お申込みいただいた事業所に配布しています。感染の蔓延を防止するために有効にご利用ください。なお、本事業は、日本財団様・メットライフ生命保険様からのご支援によるものです。「6. 参考資料・サイト」6)

【配布対象】訪問看護ステーション、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所
看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護


【配布物品】

○内容:N95 マスク・フェイスシールド・サージカルマスク・使い捨て手袋・使い捨てガウン
ヘアキャップ・使い捨てスリッパ・手指消毒剤等の個人防護具(PPE)

○量:在宅ケアチームが感染症予防として1週間使用することを想定

【応募方法】当財団 HP に掲載

【応募期間】現在受付中 ※なくなり次第終了します



日本訪問看護財団「感染防護具支援プロジェクト」

在庫残り
2,315箱

感染防護具を無料配布

日本訪問看護財団は、感染防護具を無料配布しています。
感染の蔓延を防止するために、在宅ケアチームで有効にお使いいただくことを願っています。
(本事業は、日本財団様・メットライフ生命保険様からのご寄付です)

■お申込み対象は次の事業所です

訪問看護ステーション 訪問介護事業所 居宅介護支援事業所
 看護小規模多機能型居宅介護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所

■次のような状態の療養者やそのご家族がいる場合はお申込みいただけます


新型コロナウイルス感染者(疑いを含む)

新型コロナウイルス感染者(自宅療養中・宿泊療養中)
 感染したため入院治療後、退院患者
 濃厚接触者(自宅を経過観察中)

新型コロナウイルス感染の疑いの為使用したい

発熱、味覚障害など感染を疑わせる症状がある
 吸引や人工呼吸器を使用し、エアロゾル感染が考えられる
 感染拡大地域から家族または介護者が戻ってきて感染が疑われる
 その他

上記のいずれかに該当する場合、支援の対象になりますので、すぐにお申込みください。
お申込みは Web ページで受け付けています。



★本事業にご寄付をいただいた団体様より、申込者には次の条件が求められています。ご注意ください。

- 備蓄的でないこと
- 事前事後アンケートへの協力(療養者の性別・保険料負担割合などの設問を含む)
- 療養者や関係者の個人情報及び関係団体に関する情報の漏洩を防止すること



日本訪問看護財団「感染防護具支援プロジェクト」

■感染防護具等支援物資(図表参照)

在宅ケアチームに送付する物資のイメージ(1週間分セット)

内容	数量
N95 マスク	5
フェイスシールド	18
サージカルマスク	50
使い捨て手袋	100
使い捨てガウン	18
ヘアキャップ	18
使い捨てスリッパ	5
手指消毒剤	1
マスクンテープ	1
シッパ付き多機能袋/ゴミ袋	各 50











<お問合せ先>

事務局) 公益財団法人日本訪問看護財団 感染防護具支援プロジェクト担当
東京都渋谷区神宮前 5-8-2 日本看護協会ビル 5 階
電話番号: 03-5778-7006 (9:00~16:00 土日祝日を除く)
shien2020@jvnf.or.jp https://www.jvnf.or.jp/covid-19_project2020.html
協力) COVID-19 在宅医療・介護現場支援プロジェクト https://covid19c.info/

6. 参考資料・サイト

- 1)厚生労働省サイト「新型コロナウイルス感染症について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 2)厚生労働省サイト「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html
- 3)厚生労働省サイト「新型コロナウイルスに関する Q&A(医療機関・検査機関の方向け)」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html#Q5
- 4)厚生労働省サイト「啓発資料・リーフレット・動画(ご自由にダウンロードしてご活用下さい)」
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryookikan-fukushishisetsu.html#h2_4
- 5)厚生労働省サイト「介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html
- 6)日本訪問看護財団サイト「感染防護具支援プロジェクト」
https://www.jvnf.or.jp/covid-19_project2020.html
- 7)厚生労働省健康局長「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正について(新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法等の一部を改正する法律関係)」令和3年2月3日
<https://www.mhlw.go.jp/content/000733827.pdf>
- 8)厚生労働省保険局医療課事務連絡「『新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その35)』の一部訂正について」令和3年3月29日
<https://www.mhlw.go.jp/content/000761560.pdf>
- 9)厚生労働省「新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き第4.2版 2021」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000742297.pdf>
- 10)厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その36)」令和3年2月26日
https://www.jvnf.or.jp/newinfo/2020/210226iryo-tsuchi_2.pdf
- 11)厚生労働省保険局医療課事務連絡「令和2年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準等の取扱いについて」令和3年3月10日
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000751786.pdf>
- 12)WAM NET「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)(令和3年3月31日事務連絡)資料10」
https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryuu-files/documents/2021/0318164218835/20210319_10.pdf

日本訪問看護財団ホームページ <https://www.jvnf.or.jp/>

日本訪問看護財団「新型コロナウイルス感染症対策のお知らせ」

<https://www.jvnf.or.jp/blog/info/korona>

